

岩手県告示第882号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成28年11月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年10月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社福島建設
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手県九戸郡洋野町大野第70地割11番地10
 - ウ 代表者の氏名 福島フサ子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7209号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年10月26付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年10月31日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐々木鉄工所
 - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町下有住字高瀬27番地
 - ウ 代表者の氏名 佐々木只雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第8312号
 - (3) 処分の内容 管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年10月27日付けで管工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年10月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社岩手特殊
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字一方井第7地割209番地1
 - ウ 代表者の氏名 三浦美智子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第9073号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業に関する許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年10月27日付けで建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年10月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社マテリアル
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市月が丘三丁目49番4号
 - ウ 代表者の氏名 江渡順一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第20194号
 - (3) 処分の内容 水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年10月7日付けで水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1

項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成28年10月13日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社エコロジーサポート
- イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割140番地1
- ウ 代表者の氏名 鎌田淳子
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第20428号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年10月13日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成28年10月13日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社えびす不動産
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市盛岡駅西通二丁目21番5号Mシティ西口プラザ2F
- ウ 代表者の氏名 吉田翔
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第20799号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年10月13日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年10月13日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社住工房M
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東安庭一丁目2番27号
- ウ 代表者の氏名 南幅宏
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第20802号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年10月13日付けで建築工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年9月30日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社康建
- イ 主たる営業所の所在地 遠野市綾織町新里28地割55番地1
- ウ 代表者の氏名 菊池康
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第40149号
- (3) 処分の内容 土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成28年9月29日付けで土木工事業及び建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年10月12日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 奥州循環システム株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区若柳字堀通27番地 1

ウ 代表者の氏名 阿部邦夫

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第60215号

(3) 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年10月 7日付けで石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成28年10月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 工藤工業

イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町永井字薬師沢69番地 2

ウ 代表者の氏名 工藤進

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第70086号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年10月 5日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成28年10月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 浜谷鉄工所

イ 主たる営業所の所在地 岩手県九戸郡洋野町種市第23地割95番地 6

ウ 代表者の氏名 浜谷勝男

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第140028号

(3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年10月 3日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成28年10月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社岩手特殊

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字一方井第 7 地割209番地 1

ウ 代表者の氏名 三浦美智子

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-24）第9073号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年10月27日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第 1 項第 4 号に該当する。